

# 1 地方分権改革の着実な推進

提出先 各府省

## 【提案項目】

- 1 事務・権限の移譲
- 2 義務付け・枠付けの見直し
- 3 地方自治制度の抜本的な改革
- 4 地方分権に資する道州制導入の検討

## 【提案内容】

- 項目1** 第4次一括法等により国から地方へ権限移譲が実施されることとなったが、国の出先機関の見直しは行われておらず、移譲する事務・権限は50事項に止まるなど、極めて不十分であることから、引き続き、地方が移管を求めている事務・権限は更なる移譲を検討するとともに、国の出先機関については、廃止を基本とした見直しに早急に取り組むこと。
- また、権限移譲を進めるに当たっては、事務事業の実施に必要な税財源の移譲と、人員移管について地方との協議を行うこと。
- 項目2** 国による関与、義務付け・枠付けについては、第3次一括法までの取組に止まらず、地方からの意見を十分踏まえ、廃止を基本とした更なる見直しを行うこと。
- また、実質的な「枠付け」の復活である「従うべき基準」の設定を行わないこととし、既に設定されたものも撤廃すること。
- 項目3** 地方自治体の裁量を広範に保障するため、地方自治体の組織・運営の細部に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制している現行の地方自治法を抜本改正すること。
- 項目4** 今後の広域行政のあり方として、道州制の導入を検討すべきであり、検討を開始するための法律をすみやかに制定すること。
- また、議論を進めるに当たっては、地方分権に資する制度となるよう、都道府県の意見を十分尊重するとともに、導入による国民生活へのメリットを示すことで、国民意識の醸成に努めること。

## 【提案理由】

国においては、いわゆる「第二次地方分権改革」として第1次から第4次までの一括法を制定し、地方分権改革を進めてきたが、地方自治体が住民ニーズに対応した地域づくりを展開するためには、国と地方の役割分担を見直すことにより、更なる大幅な権限移譲を実現するとともに、義務付け・枠付けの更なる見直しを進めるべきである。

また、地方自治体の組織・運営の細部に至るまで規定している現行の地方自治法は抜本的に改正すべきである。

併せて、今後の広域自治体のあり方として地方分権に資する道州制の導入を検討する必要がある。

## 【最近の動向と各項目の提案理由】

### <事務・権限の移譲>

**最近の動向：**地方分権改革推進本部では、平成25年9月に、国から地方へ移譲する事務・権限として100事項を検討対象としていたが、第4次一括法等では50事項の移譲にとどまった。

また、国の出先機関の見直しは行われていない。

**提案理由：**第4次一括法等により国から地方への権限移譲が行われたことは第一歩であるが、地方側が求めていたのは、国の出先機関を原則として廃止し、その事務を包括的に都道府県へ移譲することである。

したがって、国と地方の役割分担を徹底的に見直し、平成22年7月に全国知事会が国から地方に移譲するよう提言した国の出先機関が所管する296の事務・権限をはじめ、地方が担うことができる事務は全て移管することが必要である。

### <義務付け・枠付けの見直し>

**最近の動向：**国は、地方分権改革推進委員会第3次勧告で見直すべきとされた889条項のほか、地方からの提言に係る事項等を含めて1,316条項を見直し対象とし、そのうち975条項の見直しを行った。

**提案理由：**第1次から第3次一括法等により義務付け・枠付けの見直しは一定程度進んだが、例えば、国との協議は廃止されたものの届出の義務は存置されるなど、国の関与が残っているものが多いので、廃止を基本として更に見直し必要がある。また、今回見直しが行われなかった341条項についても改めて見直しを検討すべきである。

特に、福祉施設に配置する職員数や居室面積等に関して、一括法等により条例に委任されたものの、事実上「枠付け」の復活である「従うべき基準」が多く設定されているので、既に設定されているものは撤廃し、新たな設定は行わないことが必要である。

### <地方自治制度の抜本的な改革>

**最近の動向：**平成21年度に、国において地方自治体の組織・運営の自由度を高めるため、地方自治法の抜本的な見直しに向けた検討が開始され、平成22年度には、「地方自治法抜本改正についての考え方」が示されたが、地方自治法の抜本改正は行われていない。

**提案理由：**現行の地方自治法は、地方自治体の組織・運営を全国一律に統制しており、また、条項数が膨大で県民にとってわかりにくいものとなっている。地方自治法を、地方自治の大枠を分かりやすく規定する「地方自治基本法」とし、現行の地方自治法で規定されている実務的・手続的な内容は個別法又は自治体が地域の実情に応じて条例で定めることができるように見直すことが必要である。

### <地方分権に資する道州制導入の検討>

**最近の動向：**平成18年2月の第28次地方制度調査会答申や平成20年3月の道州制ビジョン懇談会中間報告を契機として、国政の場において、道州制の導入についての検討が行われてきており、現在、道州制のあり方について具体的な検討を開始するための法案の国会提出が検討されている。

**提案理由：**現在の国と地方の役割分担や税源配分の下では、地域の課題を地域自らの権限と責任で解決するには限界がある。したがって、将来の広域自治体のあり方として道州制の導入を目指すべきであり、その第一歩として道州制の検討を開始する法律を制定し、道州制について国民的議論を展開することが必要である。

道州制導入の目的は地方分権を一層推進することであり、議論に当たっては、国の出先機関の廃止はもとより中央府省の見直しを踏まえた地方への権限移譲や、権限に見合った安定的な財源を保障する地方税財政制度の構築、広範な自治立法権の確立など、新たな広域自治体が主体的かつ総合的に政策展開が可能となる視点から検討を行う必要がある。

(神奈川県担当課:政策局広域連携課)